

日本水道協会検査工場の登録に関する規則

昭和 49 年 6 月 10 日制	定
昭和 54 年 2 月 13 日改	正
昭和 59 年 1 月 31 日改	正
昭和 61 年 10 月 1 日改	正
平成 7 年 12 月 11 日改	正
平成 9 年 2 月 12 日改	正
平成 12 年 2 月 8 日改	正
平成 17 年 4 月 12 日改	正
平成 20 年 10 月 24 日改	正
平成 21 年 10 月 22 日改	正
令和 2 年 2 月 27 日改	正
令和 2 年 9 月 15 日一部改正	

(目 的)

第 1 条 この規則は、日本水道協会(以下、「本協会」という。)の検査工場の登録及び維持について、必要な事項を定めることを目的とする。

(検査工場及び登録区分)

第 2 条 この規則に定める検査工場とは、第 3 条に規定する登録要件を備える工場で、第 8 条に基づき登録した工場をいう。

2 検査工場の登録区分は、第 3 種、第 2 種及び第 1 種検査工場の 3 種類とし、次のとおりとする。

- (1) 第 3 種検査工場とは、第 3 条第 1 項第一号の登録要件を満たした工場をいう。
- (2) 第 2 種検査工場とは、第 3 条第 1 項第二号の登録要件を満たした工場をいう。
- (3) 第 1 種検査工場とは、第 3 条第 1 項第三号の登録要件を満たした工場をいう。

(登録要件)

第 3 条 検査工場は、その登録区分により、次の各号の要件を備えていなければならない。

- 一 全ての検査工場は、次の登録要件を備えていなければならない。
 - (1) 「日本水道協会水道用品検査規程(1-1)」(以下、検査規程という。)

第2条に定める検査が実施できること。

なお、新規登録時は、本協会の立会検査が適切に実施できるか確認のため、現地調査に加えて1回以上の模擬検査を実施する。

ただし、「検査工場以外からの検査申込みに関する取扱い要領(118-1)」に基づき本協会検査を受検した実績がある場合は、その検査を模擬検査として取り扱うことができる。

- (2) 登録水道用品が、日本産業規格又は日本水道協会規格に適合しているか、若しくはこれと同等と認められること。
- (3) 登録水道用品の材料の受入から製品の出荷までの品質管理体制及び社内検査体制が整っていること。
- (4) 登録水道用品が安定的に供給できる設備、機器類を有しており、それらが適切に管理されていること。
- (5) 製造の一部を外部の工場に委託(以下、外注工場という。)している場合は、外注工場(「検査工場の協力工場に関する要領(116-1)」に基づき承認された受託工場、部品工場を含む。)に対して適切な管理を行うこと。

なお、製品への検査証印の表示は、検査工場で行うこと。

- (6) 登録水道用品の基本的な機能に、重大な影響を及ぼす欠点(漏れ、割れ等など)について、社内検査で全数検査を行うこと。
- (7) 製造工程における不良品、検査不合格品が識別管理されていること。
- (8) 検査責任者を置いていること。
- (9) 検査責任者は、社内検査員に対して必要な教育訓練を実施し、評価していること。
- (10) 苦情処理が社内規格に基づいて適切に行われており、苦情の要因となった事項の改善が図られていること。

また、本協会検査合格品の苦情などを受けた場合、社内規格などに本協会に報告する旨が明記されていること。

- (11) 登録水道用品の生産が計画的に行われ、検査の見通しが確認できること。
- (12) 「日本水道協会検査関係諸様式に関する要綱(115-1)」に定める品質適合証明書及び受検証明書が適切に管理できること。
- (13) 検査申込品が仕様書品である場合、発注者からの仕様書に、本協会検査の受検依頼内容の記載が確認できる体制が整っていること。
- (14) その他、本協会の検査に協力できる体制が整っていること。

二 第2種検査工場は、第一号の要件、及び登録水道用品の全て又は一部が第4条の要件を備えていなければならない。

三 第1種検査工場は、第一号の要件及び登録水道用品の全て又は一部が第4条の要件を備えており、かつ、次の要件を備えていなければならない。

(1) 次の1)～7)により社内標準化及び品質管理の組織的な運営が行われていること。

1) 登録水道用品に係る社内標準化及び品質管理の推進が、検査工場の経営方針として確立されており、次の事項について計画的に実施されていること。

① 社内規格の制定、改廃及び管理について

② 登録水道用品の品質水準の評価

2) 社内標準化及び品質管理を適正に行うため、各組織の責任及び権限が明確に定められていること。また、次の事項について、各組織間の連携が取られており、社内標準化及び品質管理を推進する上での問題点が的確に把握でき、その解決のために適切な措置が取られていること。

① 各工程における社内標準化及び品質管理の実施に関する部門間の調整

② 工程中に生じた異常、登録水道用品に対する苦情などに関する処置及びその対策

3) 社内標準化及び品質管理を推進するために必要な教育訓練が就業者に対して計画的に行われていること。

4) 外注工場の選定基準、管理基準などが規定され、適切な外注管理が行われていること。

5) 検査責任者は、登録水道用品の製造部門又は加工部門とは独立した権限を有していること。

6) 検査責任者は、登録水道用品の製造又は加工に必要な技術に関する知識を有し、かつ社内標準化、品質管理に関する知見及び関連する法規の知識を有すると検査工場代表者が認めた者であること。

7) 年間を通じて継続的に、連続して製品の製造が行われていること。

- (2) 「日本水道協会水道用品検査通則(2-1)」(以下、検査通則という。)の付属書に定める移動ロットの適用は、検査規程第6条に定める検査証印の検査前表示(以下、事前証印という。)が適用されている登録水道用品に限る。

(事前証印の承認要件など)

第4条 事前証印を適用する検査工場は、検査通則の付属書に定める抜取検査方法のゆるい検査が適用されているとともに、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 品質管理体制が確立され、組織的に行われていること。
- (2) 本協会の立会検査、最終検査工程などで使用する検査設備、測定機器類について、国家標準とのトレーサビリティが取れていること。
- (3) 事前証印の管理責任者及び取扱責任者を置いていること。
- (4) 本協会検査員が、管理台帳に基づいて検査証印を確実に点検、確認できること。
- (5) 検査証印の表示設備が整備され、本協会検査員が検査証印の表示に立ち会うことができること。
- (6) 生産・検査・出荷台帳等などにより、事前証印を行った登録水道用品の受払いが確実に照合、確認できること。
- (7) 登録水道用品の材料管理及び製造から出荷までの識別と追跡調査ができること。
- (8) 製造工程における不良品及び検査不合格品を処理する体制が整備され、本協会検査員が処理の立会又は確認ができること。
- (9) 製造工程で発生した不良品の混入予防処置として、次の事項が行われていること。
 - 1) 事前証印が表示された製品は、各工程において不良品として検出された時点で、容易に消えない方法により不良品であることを識別すること。
 - 2) 不良品は、所定の方法により隔離し、検査責任者が社内検査の記録と不良品の照合を行い、差異のないことを確認すること。
 - 3) 不良品から事前証印を削除すること。
- (10) 未検査品の出荷予防処置
社内検査の内容が明確に規定され、検査を実施したことが検査記録などで本協会検査員が確認できること。
- (11) 型及び模型の管理
型及び模型に検査証印を表示する場合の管理は、次による。

- 1) 型の管理
検査証印を表示する型の種類・数、追加・削除などが確実に台帳などで管理されていること。
- 2) 模型の管理
検査証印を表示する模型の数、不良数などが台帳等などで管理されていること。
- 3) 1)及び2)の台帳などは、本協会検査員が確認できること。

(登録申込)

第5条 検査工場の登録申込み時の区分は、原則として第3種検査工場とする。

ただし、次の登録水道用品は、新規登録時から事前証印の申込みができる。

- (1) 水道用ダクタイル鋳鉄管用ポリエチレンスリーブ
- (2) その他、検査部長が認めた水道用品

2 検査工場の登録申込みをする者(以下、「申込者」という。)は、「日本水道協会検査工場登録申込書(第1号様式)」及び別紙に示す必要な添付書類を本協会に提出する。

なお、申込書の登録水道用品欄には、「日本水道協会検査工場登録水道用品名鑑(121-1)」に記載された品名を記入する。

(工場審査)

第6条 本協会は、登録の申込みを受け付けたときは、登録に必要な要件を確認するため、「工場審査評価表(第11号様式)」により工場審査を行う。

なお、工場審査は現地調査及び申請書に基づく書類調査(以下、「書類調査」という。)で構成する。

2 工場審査の手順は次による。

(1) 検査課長は、登録の申込みの受付後、第7条の要件を備えた審査員を指名する。審査員の員数は、必要に応じて複数名とすることができる。

また、検査課長が認めた場合、オブザーバを同行させることができる。

(2) 審査員は「工場審査計画書(第15号様式)」及び「現地調査詳細計画書(計画)(第16号様式)」を作成し、申込者へ送付する。送付に先立ち、現地調査日、交通手段など必要な事項を申込者と調整を行う。

(3) 審査員は、現地調査の前までに書類調査を行う。

(4) JIS製品認証及び/又はJIS Q 9001(ISO9001)〔品質マネジメント

システムー要求事項] の認証を取得している工場の現地調査においては、これらの管理体制を活用し、重複する要件を省略することができる。

- (5) 現地調査で不適合が発見された場合は、次により処置する。
 - 1) 審査員は「不適合記述書(第 14 号様式)」を作成し、改善を要求する。

なお、「不適合記述書(第 14 号様式)」には、改善報告書(任意様式)の提出期限を記載する。改善報告書の提出期限は原則 30 日とする。
 - 2) 審査員は、申込者から「不適合記述書(第 14 号様式)」に記載された期限までに改善報告書が提出できない旨の連絡があった場合、提出期限の延長をすることができる。

ただし、延長の限度は現地調査日より 3 か月とする。
 - 3) 審査員は、不適合の状況によりフォローアップ審査の方法を決定し、提出された改善報告書に基づきフォローアップ審査を行う。
 - 4) 改善報告書が期限までに提出されない場合は、工場審査を終了し、結果を不適合とする。
 - (6) 審査員は、工場審査終了後、速やかにその結果を検査部長に報告しなければならない。その際の提出書類は「工場審査報告書(第 12-2 号様式)」、「工場側出席者リスト(第 13 号様式)」、「工場審査評価表(第 11 号様式)」、「不適合記述書(第 14 号様式)」(不適合があった場合)、「工場審査計画書(第 15 号様式)」、「現地調査詳細計画書(実施)(第 16 号様式)」とする。
- 3 検査部長は、工場審査結果の報告を受けた後、申込者に対し「工場審査報告書(第 12-1 号様式)」を送付する。

(審査員)

第 7 条 審査員は、工業標準化品質管理推進責任者講習を修了した者、又は JIS 品質管理責任者講習を修了した者、若しくは必要な教育訓練を受け審査能力を有すると検査部長が認めた者とする。

なお、工業標準化品質管理推進責任者講習修了者については、JIS 品質管理責任者セミナー IQC フォローアップコースを修了していなければならない。

(登 録)

第 8 条 検査部長は、工場審査の結果、検査工場として適合していると判断した場合は、申込者と「日本水道協会検査工場基本契約書(第 5 号様式)」

を締結し、「検査工場登録台帳(第2号様式)」に次の事項を記載する。

- (1) 日本水道協会検査工場登録申込書記載事項(第1号様式)
- (2) 登録年月日
- (3) 登録番号
- (4) 登録水道用品名
- (5) 登録区分
- (6) 登録有効期限

2 前項の登録をした検査工場に対し、「日本水道協会検査工場登録通知書(第3号様式)」及び「検査工場標示板(第4号様式)」を発行する。

3 検査部長は、事前証印が承認された工場に対し、「検査証印の検査前表示承認通知書(第8号様式)」を発行する。

また、「検査証印の表示に係る契約書(第6号様式)」を締結する。

4 検査工場登録通知書を紛失した場合は、検査部長宛に理由書を添えて、速やかに再発行の手続きを行わなければならない。

(事前証印に使用する検査証印の作製・費用等など)

第9条 事前証印に使用する検査証印を、検査工場が作製(外注にて作成する場合を含む。)する場合の費用は、検査工場の負担とする。

2 検査証印の作製を外注する場合は次による。

- (1) 検査証印を発注する前に、外注先の適否について、本協会に確認しなければならない。

なお、検査証印の作製及び管理方法について、本協会が必要と判断した場合は、当該工場の外注先に立ち会うことができる。

ただし、立会に要する費用は検査工場の負担とする。

- (2) 検査工場は、外注管理規定及び作製する検査証印の種類(型を含む)と数量の一覧表を「日本水道協会登録事項変更申込書(第10号様式)」に添付し検査課に提出すること。
- (3) 検査工場は、外注先の会社経歴書、工場組織図及び責任者、検査証印の作製及び管理方法を「日本水道協会登録事項変更申込書(第10号様式)」に添付し検査課に提出すること。

(有効期間)

第10条 検査工場の登録の有効期間は、登録日の翌日から起算して、5年を超えない3月末日までとする。

(登録の継続申込)

第11条 検査工場が登録の継続申込を行う場合は、有効期間満了日の3か月前までに、検査工場登録継続申込書(第9号様式)により、申込手続きを

行う。

- 2 検査工場は、登録の有効期間内に第 12 条に定める維持審査を受け、適合していなければならない。
- 3 第 1 項及び第 2 項により登録継続を承認した場合は、「日本水道協会検査工場登録通知書(第 3 号様式)」を発行する。
- 4 継続の登録有効期間は、4 月 1 日から 5 年間とする。

(維持審査)

第 12 条 検査部長は、検査工場が登録している登録区分の各要件について維持されているか確認するため、第 6 条に基づき維持審査を行う。

ただし、維持審査では書類調査は行わない。

- 2 維持審査で不適合が発見された場合は、第 6 条によるほか、次による。
 - (1) 不適合の内容に応じて、第 17 条による検査工場の登録の取消し又は検査の一時停止をすることができる。
 - (2) フォローアップ審査は 1 回のみとし、フォローアップ審査で不適合が発見された場合は、維持審査を終了し、結果を不適合とする。
 - (3) (2)により維持審査を不適合とした場合、第 17 条に基づき処置する。
- 3 維持審査は、3 年度ごとに 1 回の頻度で行う。

(登録事項の変更及び臨時の工場審査)

第 13 条 検査工場は、次の事項の一に該当する事由が生じた場合は、「日本水道協会検査工場登録事項変更申込書(第 10 号様式)」に別紙 1 に示す必要な添付書類を添えて、速やかに本協会に申込まなければならない。

- (1) 工場の移転
- (2) 製造設備及び検査設備の増設、改造、廃止
- (3) 登録水道用品の追加、辞退及び製造の休止
- (4) 名称又は組織の変更
- (5) 代表者又は検査責任者の変更
- (6) 工場の所在地等などの呼称変更
- ※(7) 社内検査体制の変更
- ※(8) 品質管理に係わる組織(会議体)の変更
- (9) 品質管理方法の変更
- ※(10) 工程管理の変更
- (11) 苦情処理方法(体制)の変更
- (12) 水道用品に表示する製造業者の略号の変更
- ※(13) 検査証印の管理方法の変更(検査証印の外注管理を含む)

- (14) 登録区分の変更
- (15) 検査工場の登録辞退

※については、第1種及び第2種検査工場に適用する。

2 前項の申込みがあった場合は、必要に応じて、第6条に基づき臨時の工場審査を行う。

ただし、軽微な変更の場合は、第6条によらず、検査課長が指示した方法とすることができる。

3 第3種検査工場が第2種検査工場又は第1種検査工場へ、また、第2種検査工場が第1種検査工場への登録区分の変更申込みを行う場合は、「日本水道協会検査工場登録事項変更申込書(第10号様式)」に加え、「検査証印の検査前表示承認申込書(第7号様式)」及び別紙1に示す添付書類を添えて本協会に提出する。

本協会は、変更の内容に応じて、第6条に基づき臨時の工場審査を行う。

4 第1種検査工場が第2種又は第3種検査工場へ、また、第2種検査工場が第3種検査工場へ登録区分を変更する場合、工場審査は省略する。

5 検査部長は、臨時の工場審査の結果、適合していると判断した場合は、第8条に基づき登録し、「日本水道協会検査工場登録通知書(第3号様式)」を発行する。

6 その他、検査部長が必要と判断した場合、臨時の工場審査を行う。

(事前証印製品の検査)

第14条 事前証印が表示された製品は、速やかに本協会の検査を受けなければならない。

2 事前証印が表示された製品で、社内検査時の不合格品及び本協会検査員の立会検査における不合格品の処理(証印の削除など)は、本協会検査員が確認する。

(設備の改善要求)

第15条 検査部長は、検査工場の設備などについて、検査の実施上必要と認めるときは、期限を定めてその改善を要求することができる。

(苦情処理)

第16条 検査工場は、納入先から本協会検査合格品について、苦情などがあった場合は、速やかに検査部長へ報告しなければならない。

2 検査部長は、納入先から本協会に対して、検査工場が製造した本協会検査合格品の苦情の報告を受けた場合は、当該検査工場に速やかに通知しなければならない。

- 3 検査工場は、原因の調査結果及びその具体的対策を速やかに検査部長に報告しなければならない。

なお、検査部長は、その報告に対して必要と判断した場合は、検査工場に対して是正処置及び予防処置を要求する。

- 4 検査工場は、その苦情の内容及び原因を速やかに調査し、検査部長と共に納入先へ誠意をもって説明し了解を得なければならない。

(登録の取消し、検査の一時停止並びに登録区分の変更)

第17条 検査部長は、検査工場に次の事項の一に該当する事由が生じた場合は、登録の取消し、又は最長で6か月間以内のあらかじめ定められた期間、本協会検査を一時停止することができる。

ただし、検査の一時停止の場合、あらかじめ定められた期間内に不適合な状況の是正が確認されない場合は、一時停止は継続する。

- (1) 第3条及び第4条に規定する要件に適合しなくなったとき。
 - (2) 不正な手段により製品に検査証印を表示し出荷するなど、本協会の信用を著しく毀損する行為があったとき。
 - (3) 未検査品、不合格品などに対する品質適合証明書及び受検証明書の不正発行など、本協会の信用を著しく毀損する行為があったとき。
 - (4) 第12条の維持審査時の不適合について、的確又は速やかに改善処置が取られなかったとき。
 - (5) 第15条の改善の要求に応じなかったとき。
 - (6) 第16条の履行を怠ったとき。
 - (7) 検査手数料、その他本協会に納付すべき金額を滞納したとき。
 - (8) 第1種及び第2種検査工場において、本協会検査における不合格の原因が改善されないとき。
 - (9) その他、この規則に定める必要事項の履行を怠ったとき。
- 2 検査部長は、第1種及び第2種検査工場が第4条の要件に適合しなくなった場合、又は第1項により検査の一時停止措置を受けた場合は、第3種検査工場に登録区分を変更することができる。

なお、第1種又は第2種検査工場が第3種検査工場に変更された場合、検査工場は、本協会検査員の立会にて、鋳型などからの検査証印の削除、及び保管している検査証印を本協会へ返却、又は廃棄しなければならない。

- 3 検査部長は、第1項の登録の取消し又は検査の一時停止、及び第2項の登録区分を変更するときは、検査工場へ速やかにその旨を通知する。

ただし、通知日の翌日から起算して10日以内は登録の取消し、又は検

査の一時停止、登録区分の変更をすることができない。

- 4 検査部長は、第1項の登録の取消し又は検査の一時停止を行う場合は、「検査工場の登録の取消し及び検査の一時停止基準要綱(125-1)」による。

(免責)

第18条 本協会は、前条に基づく登録の取消し及び検査の一時停止、並びに登録区分の変更措置による検査工場の経済的・社会的損失について、損害賠償などの責を負わない。

(異議申立て)

第19条 第17条第3項の通知を受けた検査工場は、検査部長に対し、通知日の翌日から起算して10日以内に限り、証拠を添えて異議申立てができる。

- 2 検査部長は、第1項の異議申立てを受理したとき、当該申立ての適否について検査事業委員会に諮らなければならない。

(取消し後の登録申込み)

第20条 第17条で検査工場の登録を取り消された者からの登録申込みは、検査工場の登録を取り消された日の翌日から起算して5年間は受け付けない。

(手数料など)

第21条 手数料などの種類及び額は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| (1) 検査工場登録基本手数料 | 50,000円 ^{a)} |
| (2) 検査工場登録継続維持料 | 50,000円 |
| (3) 登録区分変更手数料 | 30,000円 ^{a)} |

注^{a)}「日本水道協会検査工場登録通知書(第3号様式)」、「検査工場表示板(第4号様式)」を含む金額

- | | |
|-----------------------------------|--------------------------------|
| (4) 工場審査費(新規登録、臨時、維持) | 最低保証検査手数料×(現地調査日数×審査員数+書類調査日数) |
| (5) 現地調査旅費(新規登録、臨時、維持) | 「日本水道協会検査旅費要綱(124-1)」による。 |
| (6) 登録通知書の発行手数料(新規登録、継続、区分変更は除く。) | 3,000円 |

- 2 前項に掲げる手数料などの納入額は、同項に掲げる金額と当該金額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する税率(以下「消費税率」という。)を乗じて得た額(以下「消費税相当額」という。)及び当該消費税相当額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する税率(以下「地方消費税率」という。)を乗じて得た額の合計額と

する。

この場合において1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 3 前項の納入額は、消費税率及び地方消費税率の改正があった場合は施行の日から適用する。

(手数料などの支払い)

第22条 検査工場は、前条に定める手数料など及び「日本水道協会検査手数料等に関する規則(110-1)」に定める費用を、本協会の請求書を受け取った日の翌日から起算して原則として30日以内に支払うものとする。

(公表)

第23条 次の項目の一に該当するときは、水道協会雑誌及びホームページなどに公表する。

- (1) 検査工場の登録をしたとき。
- (2) 検査工場が登録を辞退したとき。
- (3) 第17条により検査工場の登録の取消し又は検査を一時停止したとき。
- (4) 検査工場の登録区分が変更になったとき。

(日本水道協会検査工場登録通知書及び検査工場標示板の返却)

第24条 検査工場は、検査工場の登録を辞退したとき又は取り消されたとき、本協会に「日本水道協会検査工場登録通知書(第3号様式)」及び「検査工場標示板(第4号様式)」を速やかに返却しなければならない。

(その他)

第25条 この規則の施行について、疑義が生じた場合は、検査部長の指示による。

- 2 本協会が検査及び工場審査を実施するに当たって、指定感染症や自然災害等により実施困難な状況が発生した場合は別に定める。

付 則

この規則は、昭和49年6月10日から施行する。

付 則

この規則は、昭和54年3月1日から施行する。

付 則

この規則は、昭和59年3月1日から施行する。

付 則

この規則は、昭和 62 年 3 月 1 日から施行する。

付 則

この規則は、平成 8 年 3 月 25 日から施行する。

付 則

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規則は、平成 17 年 4 月 15 日から施行する。

付 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、経過措置として、この規則への検査工場の移行期間は、平成 22 年 3 月 31 日までとする。

付 則

この規則は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

付 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この規則の第 21 条(2)については、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この規則は、令和 2 年 9 月 15 日から施行する。

別紙 1

添付書類の作成について

☆日本水道協会検査工場の登録申込みをする者は、検査工場の登録区分ごとに、下記の表に示したとおりの書類を添付して下さい。

記

添付書類番号 登録区分	1.	2.	3.	4.	5.	6.	7.	8.	9.	10.	11.	12.	13.	14.
第1種検査工場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第2種検査工場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第3種検査工場	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	○	○	○

- 備考(1) 登録申込書(第1号様式)及び添付書類は、正副2通提出して下さい。
- (2) 提出される書類は、原則としてA4版とし、左綴じ、横書きにしてください。
- (3) 5.(6)は、第2種及び第3種検査工場からの提出は不要とします。
- (4) JIS製品認証を活用する場合は、JIS認証書(写)を添付して下さい。
また、JIS Q 9001 (ISO9001)の認証を取得している場合は、JIS又はISO認証書(写)を添付して下さい。

1. 会社経歴書

法人の場合は、発行日から1か月以内の登記簿抄本を添付して下さい。

2. 工場の案内図及び工場平面図

- (1) 案内図は、最寄りの駅からできるだけ詳細なものを提出して下さい。
- (2) 工場の平面図に諸設備の配置状況を示し、「検査場所」を朱書きして下さい。

3. 組織図及び検査責任者

- (1) 工場の組織図
- (2) 検査責任者は、所属、職名、氏名などを記載して下さい。第1種検査工場を申込みの場合は、本規則第3条第三号6)の要件が確認できる書類も添付して下さい。

4. 水道用品の製造・検査設備の明細

(1) 製造設備

一覧表(各製造設備の名称、形式、容量、保有台数)を添付して下さい。

なお、他工場へ外注する必要がある場合は、本協会担当者の指示を受けて下さい。

(2) 検査設備及び計測機器・ゲージ類など

一覧表(検査設備・計測機器の名称、形式、容量、保有数)を添付して下さい。

なお、試験機関などへ依頼する必要がある場合は、本協会担当者の指示を受けて下さい。

5. 品質管理体制

(1) 社内検査方法とその実施方法

フローチャート式に記載

(2) 製造工程とその管理方法

フローチャート式(工程管理表など)を添付して下さい。

(3) 社内検査員の教育訓練実施方法

社内規定などで定められていることを記載して下さい。

(4) 品質管理に係わる組織とその目的、内容などの概要

* 品質管理会議の目的、内容、人員の構成などを記載する。

(5) 品質管理に必要な社内規定(規格)

* 製品検査に関する規定、計測管理に関する規定、製造設備に関する規定などの規定名、規定番号を記載する。

(6) 社内標準化及び組織・検査責任者

社内標準化及び品質管理が組織的運営されていること。その運営が適正に行われるよう検査責任者が配置されていることを記載して下さい。

6. 苦情処理方法

社内規定などに決められていることを詳しく記述して下さい。

第 17 条の本協会への報告について、規定化しフロー図も添付して下さい。

7. 生産数量の現況と将来計画

現況は、過去 6 か月間の生産数量を、月別、用品別、呼び径別に記載して下さい。

将来計画は、1 年間の生産予定数量を、用品別、呼び径別に記載して下さい。

8. 検査証印の管理方法について

1) 検査証印の種類と表示方法

(1) 作製しようとする証印の印影を添付する。

(2) 証印の種類

(例)

- ① 刻印式
- ② 金型式
- ③ インサート式、ベルト式
- ④ ホットスタンプテープ式
- ⑤ インクジェットプリンタ式
- ⑥ その他

2) 検査証印の管理方法

(1) 保管場所 保管場所を具体的に明記

(2) 検査証印の管理台帳

検査証印製造年月日、確認年月日、修理年月日などが記入できるもの。

(3) 使用状況台帳

使用状況が判るもの(保管場所から貸し出して使用期日などを記入)。

3) 検査証印表示設備と実施方法

設備と実施方法を記載する。

4) 検査証印の管理責任者及び取扱責任者

5) 使用済み検査証印の処理方法

本協会検査員の立会を明記する。

6) 検査証印を外注する場合の管理方法

外注先の経歴、工場組織図、品質管理責任者、外注管理規定、作成する検査証印の種類と数量及び検査証印の製作工程表を添付する。

9. 生産・検査・出荷台帳について

1) 製造数量に関する帳票

2) 仕上げ工程中に関する帳票

3) 検査数量(社内)に関する帳票

10. 製品の材料管理及び製造から出荷までの識別と追跡調査

1) 製造から出荷までの識別方法を明記

2) 材料の受入から出荷まで記録などでトレースできること(フローチャートを添付)

11. 製造工程における不良品及び検査不合格品の処理方法

製造、仕上げ、検査、その他(在庫中に損傷を受けたものなど)で発生した不良品の処理の方法を記載する。

- 1) 不良品及び検査不合格品の集積場所(場所を図示)
- 2) 処理設備(場所を図示)
- 3) 処理方法(具体的に記載)
 - ① 製造工程中の不良品の処理(本協会検査員の立会又は確認を明記)
 - ② 仕上げ工程中の不良品の処理(本協会検査員の立会又は確認を明記)
 - ③ 検査工程中の不良品の処理(本協会検査員の立会又は確認を明記)
 - ④ その他在庫中に損傷を受けたものなど、不良品の処理(本協会検査員の立会又は確認を明記)
- 4) 材料試験への活用について
前号の①～④の不良品から材質試験片として採取することができる。
(本協会検査員の立会又は確認を明記)

12. 水道用品に明示する会社の表示記号及び受検対象一覧表

- 1) 水道用品に明示する会社の表示記号「2)の一覧表に明記」
- 2) 受検対象一覧表
品名、呼び径、適用規格、材質及び外注先、会社の表示記号(商標、工場略号)

13. 受託工場・部品工場の一覧表

協力工場がある場合は、受託工場及び部品工場ごとに一覧表を添付して下さい。

14. 毎月の検査受検予定日数・1回の検査に必要な本協会の検査員数

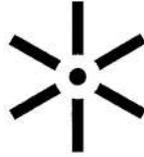
☆その他必要な書類がある場合は、本協会からご連絡いたします。

(第2号様式)

検査工場登録台帳

登録区分				
登録番号	第 号		登録年月 日	年 月 日
検査工場名			製品表示 マーク	
所在地	〒 TEL ()			
代表者 役職・氏名			登録水道用品名	
検査責任者所属氏名				
変更届内容				
登録有効期限	更新年月	更新年月	更新年月	更新年月

案内図（最寄りの駅からの地図）	備考



(第3号様式-1)

日本水道協会検査工場登録通知書

年 月 日

様

公益社団法人 日本水道協会

理事長 ○ ○ ○ ○ ㊟

貴工場は、本協会の検査工場として、下記のとおり登録しましたので、通知します。

記

登録区分		登録番号	
検査工場名			
所在地	〒 TEL ()		
登録水道用品名			
登録年月日			
登録有効期限			

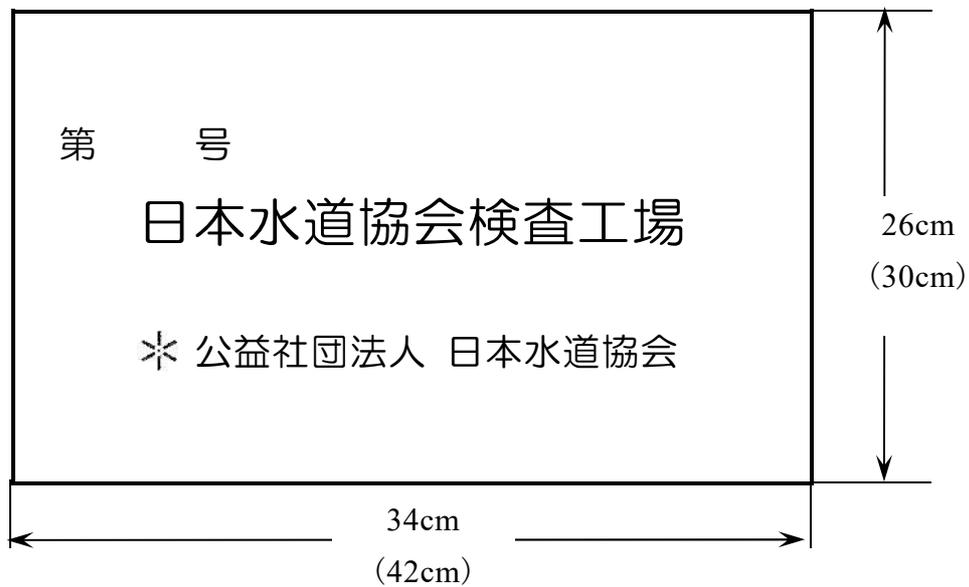


別 表

(第 3 号様式-2)

大分類	区分	中分類	区分	小分類	区分

検査工場標示板



注) 実寸は、第2種及び第3種検査工場の大きさとする。
() 内の数字は、第1種検査工場の大きさとする。

(第5号様式)

日本水道協会検査工場基本契約書

公益社団法人日本水道協会(以下、「甲」という。)と〇〇〇〇(以下、「乙」という。)は、甲の検査員が、乙の提出した日本水道協会検査工場登録申込書に記載された登録水道用品を検査するにあたって、次のとおり契約を締結する。

(契約履行及び不履行)

第1条 甲は、乙の登録水道用品に対し「日本水道協会水道用品検査規程」に従って検査を実施する。

2 本契約の履行については、前項の規程以外に甲が定める検査に関する諸規則及び通知などによる。

3 第1項に基づき甲が検査を行い合格した水道用品に関して、使用者から異議苦情及び紛争などが生じた場合は、乙の責任において解決する。

なお、甲は必要と判断した場合は、公平・中立な立場で解決に向けて協力する。

4 甲の検査員が、検査の過程において第1項の検査規程に従わない検査を実施した結果、その検査業務上の過失が主因であると断定できる損害などを乙及び使用者などに与えた場合は、甲の負担にて乙及び使用者などに補償する。

(検査員の派遣)

第2条 乙の検査申込みに対し、検査を実施する甲の検査員は、通常 名とする。

但し、派遣する検査員数は、双方あるいはいずれか一方が必要と判断した場合は、甲乙協議のうえ変更することができる。

(検査手数料など)

第3条 乙は、甲の請求書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、甲の定める「日本水道協会水道用品検査手数料に関する規則」又は「日本水道協会検査工場の登録に関する規則」に定める費用を支払う。

(検査旅費)

第4条 乙は、甲の検査に対し、「日本水道協会検査旅費要綱」に基づき、検査を担当する甲の最寄りの所管事業所、駐在事務所又は甲と検査委託契約を締結している水道事業体を起点として、登録された乙の検査場所

までの往復旅費を負担する。

- 2 第2条に基づき、甲の検査員数や派遣する検査員の所属先に変更が生じる場合は、事前に甲乙協議のうえ乙が負担する検査旅費の対象となる経路及び額などを決定する。

(検査に必要な諸施設)

第5条 乙は、甲の検査員が適正な検査を実施するうえで必要となる諸施設を確保しなければならない。

- 2 前項の費用は、乙の負担とする。

(維持審査)

第6条 乙は、本契約が締結されている間、3年間に1回、「日本水道協会検査工場の登録に関する規則」第12条に基づき、維持審査を受けなければならない。

- 2 維持審査の実施時期は、甲が決定する。

(契約の解除)

第7条 甲及び乙は、本契約を解除しようとするときは、3か月前までに相手方に通知しなければならない。

(契約期間)

第8条 本契約の有効期間は、登録日の翌日から起算して、5年を超えない3月末日までとする。

- 2 乙は、本契約を更新する場合は、甲に対して契約期間満了の3か月前までに「日本水道協会検査工場の登録に関する規則」に定める検査工場登録継続申込書を提出し、甲が受理した場合は、契約の有効期間を5年間延長し、以後この例によるものとする。

(免責)

第9条 甲の定めた「日本水道協会検査工場の登録に関する規則」第17条に基づき、登録の取消し及び検査の一時停止並びに登録区分の変更措置による乙の経済的・社会的損失について、甲は損害賠償等の責を負わない。

(再登録申込)

第10条 甲の定めた「日本水道協会検査工場の登録に関する規則」第17条第4項で登録を取り消された検査工場の再登録申込みは、登録を取り消された日の翌日から起算して5年間は受け付けないものとする。

(機密保持)

第11条 甲は、乙の登録に関連し知り得た登録水道用品及びその製造又は加工に関する一切の情報について甲の検査業務にのみ使用するものと

し、第三者に当該情報を漏洩してはならない。

ただし、本契約の締結時に公知であった情報、契約の締結後に甲の故意又は過失によらず公知になった情報及び甲が第三者から適法に取得した情報は除く。

(その他)

第 12 条 本契約の各条項について疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本契約の証として、本書 2 通を作成し、甲乙各 1 通を保管する。

契約締結日 年 月 日

甲	公益社団法人	日	本	水	道	協	会	
	理事長	○	○	○	○			㊟
乙	検査工場名							
	代表者名							㊟

検査証印の検査前表示に係る契約書

日本水道協会(以下、「甲」という。)と検査工場(以下、「乙」という。)は、甲の検査した乙の登録水道用品に係る「検査証印の検査前表示」(以下、「事前証印」という。)に関する甲の乙に対する使用許諾について、次のとおり契約(以下、「事前証印契約」という。)するものとする。

(権利及び義務)

第1条 甲が「日本水道協会検査工場の登録に関する規則」(以下、「検査工場規則」という。)に基づき審査した登録水道用品が、日本水道協会規格などに適合し、登録水道用品を製造する乙の品質管理体制が、「事前証印の承認要件」(以下、「承認要件」という。)に適合している場合限り、事前証印契約及び甲の発行した登録通知書、承認通知書は有効である。

また、乙は、承認通知書に記載されている登録水道用品の範囲において、事前証印契約に基づき事前証印の使用について許諾されるものとする。

- 2 乙は、甲が製品検査において日本水道協会規格などへの適合性を確認する製品と同一条件において、登録水道用品が製造される品質管理体制を確保しなければならない。
- 3 乙は、甲から製品検査を受けた登録水道用品と製品検査を受けていないものが混同されないよう識別し管理しなければならない。
- 4 製品検査に係る乙の業務が適切に行われていることを確認するため、甲が乙に対して行う報告の請求、又は乙の工場及びその他必要な場所への甲の立ち入り、登録水道用品、原材料若しくはその品質管理体制を審査することを妨げてはならない。

(事前証印の許諾条件及び範囲)

第2条 乙は、前条に適合している限り、第3条の規定による事前証印契約の有効期間中、甲が製品検査した登録水道用品への事前証印の使用について許諾されるものとする。

- 2 乙は、事前証印の使用について責任を有し、甲が事前証印契約とともに定める検査工場規則に基づかなければならない。
- 3 乙は、甲が製品検査した登録水道用品に事前証印を使用したときは、

その数量及び時期を記録しなければならない。

(事前証印契約の有効期間)

第3条 事前証印契約の有効期間は、契約の締結日から、検査工場規則に基づき締結した「検査工場基本契約書」の契約期間とする。なお、有効期間は、第8条の登録の取消し若しくは第11条により契約が解除されない限り、「検査工場基本契約書」の契約期間までとし、契約期間満了の3か月前までに甲又は乙のいずれからも文書による契約解除の意思表示がないときは、この契約はさらに5年間更新されるものとし、以後この例による。

(承認通知書の記載事項の追加又は変更)

第4条 乙は、承認通知書の記載事項の追加又は変更を行う場合は、次のとおり手続きを行うものとする。

ただし、甲が、適切と判断した場合は、製品試験又は工場審査の一部を省略することができる。

(1) 乙は、登録水道用品を追加(種類・等級などの追加及び変更を含む)する場合、甲に対し事前に登録の追加を申込するものとする。

乙から当該追加の申込があった場合、甲は、当該追加部分に係る製品試験及び工場審査を行い、登録することを決定した場合は、承認通知書を再発行するものとする。

(2) 乙は、甲が登録した検査工場を移転する場合、甲に対し、事前に当該工場の変更を申込するものとする。

乙から当該変更の申込があった場合、甲は、当該変更の工場審査を行い、登録を行うことを決定した場合、事前証印契約書の変更を締結し、承認通知書を再発行するものとする。

(是正及び予防処置)

第5条 甲は、乙の検査工場の品質管理体制について、承認要件への不適合があった場合、乙に対し、不適合の是正及び予防処置を講じるように請求するものとする。

なお、甲は、当該請求について期限を定め通知するものとする。

また、甲は適当と判断した場合は当該期限を延長することができる。

乙が期限(延長した場合を含む)までに措置が完了した旨の報告がなされなかった場合、甲は事前証印契約第6条(3)に基づき必要な措置を講じなければならない。

(登録水道用品が日本水道協会規格などに適合しない場合の措置)

第6条 甲は、次のいずれかに該当する場合、乙に対して速やかに事前証印

の使用停止を請求するとともに、乙が保有する検査証印を表示している登録水道用品であって、日本水道協会規格などに適合していないものを出荷しないように請求するものとする。

- (1) 登録水道用品が日本水道協会規格などに適合しないとき。
- (2) 乙の品質管理体制が、甲が定める承認の基準に適合しない場合であって、その内容について登録水道用品が日本水道協会規格などに適合しなくなるおそれのあるときその他重大なものであるとき。
- (3) 第5条に基づく甲の請求に対し、乙が、的確に又は速やかに応じなかったとき。

(事前証印の使用停止に係る措置)

第7条 甲は、第6条に基づく請求をする場合は、乙に対し、次の(1)～(5)に掲げる事項を記載した文書により通知するものとする。

- (1) 請求となる乙の検査工場及び登録水道用品の名称
- (2) 請求する日からその請求を取り消す日までの間に、乙に対し、登録水道用品に、事前証印の表示を付してはならないこと
- (3) 乙が保有する事前証印を付してある登録水道用品であって、かつ、該当する日本水道協会規格などに適合していないものを出荷してはならないこと
- (4) 請求の有効期間
- (5) 請求の有効期間内に、乙は、登録水道用品が日本水道協会規格などに適合するように是正し必要な予防処置を講ずること、又は、乙の品質管理体制が承認要件に適合するように是正し必要な予防処置を講ずること

2 甲は、必要と判断した場合は、前項(4)に規定する請求の有効期間を延長することができる。

3 甲は、第1項(5)の措置が講じられたことを確認した場合は、乙に対し、速やかに文書により、第6条に基づく請求を取り消すことを通知するものとする。

(登録の取消し)

第8条 甲は、次のいずれかに該当する場合、乙の登録をすべて取り消さなければならない。

- (1) 乙が、甲による製品検査及び維持審査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- (2) 甲が第6条に基づく請求をした場合であって、その有効期間内に、登録水道用品に、事前証印を乙がしたとき。

- (3) 甲が第6条に基づく請求をした場合であって、その有効期間内に、乙が保有する事前証印を付してある登録水道用品であって、日本水道協会規格などに適合していないものを乙が出荷したとき。
- (4) 乙が、第7条第1項(4)の有効期間(延長した場合を含む)内に、第7条第1項(5)の措置を講じなかったとき。
- (5) 乙が甲に対する債務決済(登録及び検査のために必要とされる費用など)を支払い期日までに履行できないとき。
- (6) 乙が事前証印契約に違反したとき。

(登録の取消しに係る措置)

第9条 甲は、乙に登録の取消しを行う場合は、乙に対し、登録の取消日、及び甲に対して異議申立ができる旨を文書により通知するものとする。

- 2 甲は、乙から登録の取消しについて異議申立てを受けたときは、検査事業委員会に諮り、登録の取消しの可否について決定するものとする。
- 3 甲は、乙の登録を取り消す場合は、乙に対して、取り消した登録水道用品に付された検査証印を除去し、又は抹消するように請求するものとする。

(乙の甲に対する異議申立)

第10条 甲が乙に対し講じた措置について、乙は異議申立を行うことができる。甲は、乙から異議申立てがあった場合、適切に措置しなければならない。

(事前証印契約の解除)

第11条 乙は、甲に書面で通知することにより、事前証印契約を解除することができる。この場合、事前証印契約は、乙から書面による通知が甲に達した日の30日後に終了する。

- 2 甲は、乙の次のいずれかに該当する事由が生じたときは、事前証印契約を解除することができる。
 - (1) 事前証印契約第8条に基づき甲が乙の登録を取り消したとき
 - (2) 乙に甲との間での信頼関係を破壊する行為があったとき
 - (3) 乙が支払い停止又は破産宣言、特別清算、民事再生、会社整理若しくは会社更生の申立てを受け又は自ら申し立てたとき

(事前証印契約に定めていない事項)

第12条 事前証印契約に定めていない事項及び事前証印契約の解釈に疑義が生じた事項については、「検査工場基本契約書」に従うとともに、甲及び乙は日本の法令及び慣習に則り誠意をもって協議のうえその解決を図るものとする。

(その他)

第 13 条 甲の日本水道協会検査規定集に規定されているすべての規則などは事前証印契約の実施に適用される。

事前証印契約の締結の証として事前証印契約書 2 通を作成し、甲、乙各自捺印のうえその 1 通を保有する。

事前証印契約締結日 年 月 日

甲 公益社団法人 日 本 水 道 協 会
理事長 ○ ○ ○ ○ 印

乙 検査工場名
代表者名 印

(第7号様式)

検査証印の検査前表示承認申込書

年 月 日

公益社団法人 日本水道協会
 検 査 部 長 様

登録番号

登録区分 第 種検査工場

検査工場名

㊞

日本水道協会検査工場の登録に関する規則第5条に基づき、下記登録水道用品に対する検査証印の検査前表示の承認を受けたく申し込みます。

記

登録水道用品名	移動ロット 対象品	適用基準	呼び径

※登録区分において、第1種検査工場を申し込む者は、移動ロット対象品に○を付けて下さい。

(添付書類)

別紙1「添付書類の作成について」を参照



(第 8 号様式)

検査証印の検査前表示承認通知書

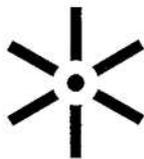
年 月 日

様

公益社団法人 日本水道協会
検査部長

貴工場より申込みされた水道用品に対して、日本水道協会検査工場の登録に関する規則に基づき、検査証印の検査前表示を下記のとおり承認したので通知します。

登 録 区 分			
検 査 工 場 登 録 番 号		承認番号	
承認登録水道用品名			
承認年 月 日	年	月	日
承認有効期限	年	月	日



(第 8 号様式-1)

別 表

品 名	規 格 番 号	呼 び 径

(第9号様式)

日本水道協会検査工場登録継続申込書

年 月 日

公益社団法人 日本水道協会理事長 様

所在地

検査工場名

印

日本水道協会検査工場の登録に関する規則第11条により、下記検査工場の継続を申し込みます。

記

登録区分	
登録番号	
検査工場名	
所在地	〒 TEL ()
代表者役職氏名	
登録水道用品名	

(第 10 号様式)

日本水道協会検査工場登録事項変更申込書

年 月 日

公益社団法人 日本水道協会理事長 様

登録区分

登録番号

所在地

検査工場名

印

日本水道協会検査工場の登録に関する規則第 13 条により、下記の登録事項についての変更を届出します。

記

登録区分の変更	第 種検査工場 → 第 種検査工場
工場の移転	(新所在地) 〒 TEL
製造設備、検査設備の 増設・改造・廃止	(変更内容)
登録水道用品の追加・ 辞退・製造の一時中止	(変更内容)
検査証印の検査前表示の 変更・追加	(変更内容)
名称又は組織の変更など 第 13 条の項目の変更	(変更内容)

(添付書類)

※変更に伴う必要な書類を「別紙 1 添付書類の作成について」に従って添付すること。

工場審査評価表(全ての検査工場)

申込工場(検査工場)名：

書類調査日： 年 月 日

現地調査日： 年 月 日

審査チーム：チームリーダー

審査員

全ての検査工場の要件(第 3 条第一号)

要件	審査事項	評価	調査内容
(1) 検査規程第 2 条に定める検査が実施できること。	① 登録水道用品の検査が、検査通則及び検査施行要項に規定された方法で行われていることが確認できる		
	② 1 回以上の模擬検査を実施し、問題無く検査を実施することができる (維持審査は適用外)		
(2) 登録水道用品が、JIS 又は JWWA 規格に適合しているか。若しくはこれと同等と認められること。	製品規格、仕様書が登録水道用品に係る JIS、JWWA に適合している。若しくは同等である		
(3) 登録水道用品の材料の受入から出荷までの品質管理体制、社内検査体制が整っていること。	① 原料、材料の受入から出荷までの各工程が規定されている(QC 工程表、製品規格、検査規格などの整備)		
	② 社内検査が適切に実施されていることが記録などで確認できる		
(4)-1 登録水道用品が安定的に供給できる製造設備を有しており、それらが適切に管理されていること。	① 製造に必要な設備を保有していることが確認できる		
	② 設備が適切に管理されていることが、記録などで確認できる		
(4)-2 登録水道用品が安定的に供給できる試験・検査設備、機器類を有しており、それらが適切に管理されていること。	① 試験・検査に必要な設備、機器類を保有していることが確認できる		
	② 設備、機器類が適切に管理されていることが、記録などで確認できる		

(第 11-1 号様式)

要件	審査事項	評価	調査内容
(5) 外注工場に対して適切な管理を行っていること。外注工場で製造された製品への検査証印の表示は、検査工場で行うこと。	① 外注工場の管理方法が確認できる		
	② 管理状態が確認できる		
	③ 外注工場で製造された製品への検査証印の表示が検査工場で行われることが確認できる		
(6) 重大な影響を及ぼす欠点について、社内検査で全数検査を行うこと。	重大な影響を及ぼす欠点の社内検査が全数行われていることが確認できる		
(7) 製造工程における不良品及び検査不合格品が識別管理されていること	不良品は識別管理され、所定の方法で隔離されていることが確認できる		
(8) 検査責任者を置いていること。	検査責任者が特定できる		
(9) 教育訓練された社内検査員を置いていること。	① 社内検査員が特定できる		
	② 検査責任者が社内検査員を教育訓練し、かつ、評価していることが記録などで確認できる		
(10) 苦情処理が社内規格に基づき適切に行われていること。また、苦情の要因となった事項の改善が図られていること。	① 苦情処理の規定が確認できる		
	② 規定に基づき、本協会検査品に関する苦情処理が行われていることが確認できる		
	③ 本協会検査品に関する苦情の要因の改善が図られていることが確認できる		
	④ 本協会検査品の苦情を受けた場合、本協会に報告する規定となっているか		
(11) 登録水道用品の生産が計画的に行われ、検査の見通しが確認できること。	① 生産が計画的に行われることが確認できる		
	② 検査の見通しが確認できる		
(12) 品質適合証明書、受検証明書が適切に管理できること。 (新規工場審査は適用外)	① 受検証明書の発行に伴う員数の受払いが、確実にされている		
	② 品質適合証明書と受検証明書が適切な期間保管されている		

(第 11-1 号様式)

要件	審査事項	評価	調査内容
(13) 仕様書品の場合、本協会の検査に必要な発注者からの受検依頼内容が確認できる体制が整っていること。	仕様書に検査項目、検査方法など、本協会の検査に必要な事項が明記されていることが確認できる		
(14) その他、本協会検査に協力できる体制が整っていること。	本協会検査員が、安全かつ効率的に業務ができる環境が確保されていることが確認できる		

全ての検査工場の要件の 総合評価	適合 ・ 不適合	フォローアップ審査 書類調査実施日： 現地調査実施日：
---------------------	----------------	-----------------------------------

- ・審査事項ごとの評価は○、△、×の3種とし、○は適合、△は観察事項又は口頭注意、×は不適合とする。
- ・維持審査時、前回評価が△の審査事項があった場合は、どのような処置をしたかを確認する。
- ・不適合のフォローアップ審査を書類調査のみとするか、書類調査＋現地調査とするかは、審査チームが判断する。
- ・不適合が改善された場合は、評価欄に「×→○」と記載する。
- ・不適合が改善されない場合は、本評価表の総合評価及び「工場審査報告書(第12号様式)」の総合判定を不適合とし、新規工場の場合は登録不可とする。また、維持審査の場合は、第17条による登録の取消し、又は検査の一時停止がありうる旨を伝える。

(第 11-2 号様式)

工場審査評価表(事前証印の工場)

申込工場(検査工場)名：

書類調査日： 年 月 日

現地調査日： 年 月 日

審査チーム：チームリーダー

審査員

事前証印の工場の要件(第 4 条)

要件	審査事項	評価	調査内容
(1) 品質管理体制が確立され、組織的に行われていること。	① 品質管理に必要な組織が設置されている		
	② 組織が機能していることが記録などで確認できる		
(2) 本協会の立会検査、最終検査工程などで使用する検査設備、測定機器類について、国家標準とのトレーサビリティが取れていること。	該当する検査設備、測定機器類が、国家標準とトレーサビリティが取れていることが確認できる		
(3) 事前証印の管理責任者及び取扱責任者を置いていること。	事前証印の管理責任者、取扱責任者が特定できる		
(4) 本協会検査員が、管理台帳に基づいて検査証印を確実に点検、確認できること。	① 管理台帳などによる事前証印が管理されていることが確認できる		
	② 事前証印の作成を外注する場合、発注した事前証印の種類、数量が記録などで確認できる		
	③ 事前証印の保管・管理が適切に行われていることが記録などで確認できる		
(5) 検査証印の表示設備(打刻機、印刷機など)がある場合は、当該設備が適切に管理され、本協会検査員が事前証印の表示に立会うことができること。	① 事前証印の表示設備の管理が行われていることが、記録などで確認できる		
	② 本協会検査員が事前証印の表示工程に立会ができる		

(第 11-2 号様式)

要件	審査事項	評価	調査内容
(6) 生産・検査・出荷台帳などにより、事前証印を行った登録水道用品の受払いが確実に照合、確認できること。	事前証印を表示した製品の数量が管理されている (生産日報・検査日報・照合が取れる記録等)		
(7) 登録水道用品の材料管理及び製造から出荷までの識別と追跡調査ができること。	① 登録水道用品の資材から完成品までの状態の識別が規定されており、規定どおりに識別されていることが確認できる		
	② 登録水道用品の資材受入から完成までが記録などで追跡できる		
(8) 製造工程における不良品及び検査不合格品を処理する体制が整備され、本協会検査員が処理の立会又は確認ができること。	① 不良品を処理する体制が整っていることが確認できる		
	② 本協会検査員が不良品の処理に立会ができる		
(9) 製造工程で発生した不良品の混入予防処置	1) 事前証印が表示された製品は、各工程において不良品として検出された時点で、容易に消えない方法により不良品であることを識別すること。	① 製造工程中に発見された不良品の識別の方法が規定されている	
		② 規定のとおりにより識別されていることが確認できる	
	2) 不良品は所定の方法により隔離し、検査責任者が社内検査の記録と不良品の照合を行い、差異のないことを確認すること。	① 識別された不良品の隔離方法が規定されている	
		② 規定のとおりにより隔離されていることが確認できる	
		③ 検査責任者が記録と不良品の照合を行っていることが確認できる	
	3) 不良品から事前証印を削除すること。	① 不良品から事前証印を削除することが規定されている	
② 規定のとおりにより事前証印を削除していることが確認できる			

(第 11-2 号様式)

要件	審査事項	評価	調査内容
(10) 未検査品の出荷予防処置	① QC 工程表などが整備され、各工程の検査内容が規定されている		
	② 工程ごとの検査記録が作成されており、本協会検査員が確認できる		
(11) 型及び模型の管理	1) 型の管理 検査証印を表示する型の管理が確実にできること。	検査証印を表示する型の種類、数、追加、廃棄などが台帳などで管理されている	
	2) 模型の管理 検査証印を表示する模型の数、不良数などが台帳などで管理されており、本協会検査員が確認できること。	① 検査証印を表示する模型の数量管理を台帳などにより行っていることが確認できる	
		② 本協会検査員が台帳などの確認ができる	

事前証印の工場の要件の 総合評価	適合 ・ 不適合	フォローアップ審査 書類調査実施日： 現地調査実施日：
---------------------	----------------	-----------------------------------

- ・ 審査事項ごとの評価は○、△、×の3種とし、○は適合、△は観察事項又は口頭注意、×は不適合とする。
- ・ 維持審査時、前回評価が△の審査事項があった場合は、どのような処置をしたかを確認する。
- ・ 不適合のフォローアップ審査を書類調査のみとするか、書類調査＋現地調査とするかは、審査チームが判断する。
- ・ 不適合が改善された場合は、評価欄に「×→○」と記載する。
- ・ 不適合が改善されない場合は、本評価表の総合評価及び「工場審査報告書(第 12 号様式)」の総合判定を不適合とし、新規工場の場合は登録不可とする。また、維持審査の場合は、第 17 条による登録の取消し、又は検査の一時停止がありうる旨を伝える。

工場審査評価表(第 1 種検査工場)

申込工場(検査工場)名：

書類調査日： 年 月 日

現地調査日： 年 月 日

審査チーム：チームリーダー

審査員

第 1 種検査工場の要件(第 3 条第三号)

要件	審査事項	評価	調査内容	
(1)	登録水道用品に係る社内標準化及び品質管理の推進が、検査工場の経営方針として確立されており、次の事項について計画的に実施されていること。	経営方針(品質方針、社訓、事業部方針など)があり、就業者に周知される体制が整っている		
		経営方針に基づいた具体的な目標、活動計画が策定されている		
	① 社内規格の制定、改廃及び管理について	社内規格の制定、改廃及び管理に関する規定がある(見直し、最新版管理、配布管理、周知など)		
		規定に基づき管理されていることが確認できる		
② 登録水道用品の品質水準の評価	社内検査記録が登録水道用品の品質水準の評価、品質の維持・向上などに活用されている			
(2)	社内標準化及び品質管理を適正に行うため、各組織の責任及び権限が明確に定められていること。	組織の職務分掌が規定されており、各部門・部署の責任と権限が明確にされている		
	また、次の事項について、各組織間の連携が取られており、社内標準化及び品質管理を推進する上での問題が的確に把握でき、その解決のために適切な措置が取られていること。	社内標準化、品質管理に関して組織間のコミュニケーションのツール(会議体など)がある		
	① 各工程における社内標準化及び品質管理の実施に関する部門間の調整 ② 工程中に生じた異常、登録水道用品に対する苦情などに関する処置及びその対策	コミュニケーションツールが機能していることが記録などで確認できる		

(第 11-3 号様式)

要件		審査事項	評価	調査内容
(3)	社内標準化及び品質管理を推進するために必要な教育訓練が就業者に対して計画的に行われていること。	製造部門、検査部門、品質管理部門など登録水道用品の品質に係る者に対し教育訓練が計画されている		
		計画どおりに実施されたことが記録などで確認できる		
(4)	外注工場の選定基準、管理基準などが規定され、適切な外注管理が行われていること。	外注工場の選定基準、管理基準などが規定されている		
		基準に基づき選定されたことが記録などで確認できる		
		基準に基づき維持管理されていることが記録などで確認できる		
(5)	検査責任者は、登録水道用品の製造部門及び加工部門と独立した権限を有していること。	検査責任者は、製造部門、加工部門と独立した権限を有していることが規定されている		
		検査責任者の職務と権限が明確にされている		
(6)	検査責任者は、登録水道用品の製造又は加工に必要な知識を有し、かつ社内標準化、品質管理に関する知見及び関連する法規の知識を有すると代表者が認めた者であること。	検査責任者の選任基準として、製造・加工の知識、標準化・品質管理の知見及び関係法規の知識があることが規定されている		
(7)	年間を通して継続的に連続して製品製造が行われていること。	生産計画、生産実績などにより、登録水道用品が継続的、かつ連続的に製造されていることが確認できる		

第 1 種検査工場の要件の 総合評価	適合	フォローアップ審査 書類調査実施日： 現地調査実施日：
	・ 不適合	

- ・ 審査事項ごとの評価は○、△、×の3種とし、○は適合、△は観察事項又は口頭注意、×は不適合とする。
- ・ 維持審査時、前回評価が△の審査事項があった場合は、どのような処置をしたかを確認する。

(第 11-3 号様式)

- 不適合のフォローアップ審査を書類調査のみとするか、書類調査＋現地調査とするかは、審査チームが判断する。
- 不適合が改善された場合は、評価欄に「×→○」と記載する。
- 不適合が改善されない場合は、本評価表の総合評価及び「工場審査報告書(第 12 号様式)」の総合判定を不適合とし、維持審査の場合は、第 17 条による登録の取消し、又は検査の一時停止がありうる旨を伝える。

(第 12 号 - 1 様式)

〇〇〇〇株式会社
工場の代表者 様

作成日 年 月 日
公益社団法人 日本水道協会
検査部長 〇〇 〇〇

工場審査報告書

申込者 又は検査工場	登録区分	1. 新規 2. 第 種	登録番号 :
	検査工場名 :		
	所在地 :		F A X :
	電 話 :		
代表者役職氏名 :			
検査責任者	所属・役職・氏名 :		
申 込 内 容	1. 検査工場登録 2. 登録事項変更(①工場移転 ②製造・検査設備の増設、改造 ③登録区分の変更) 3. 維持審査		
登録水道用品名 (追加登録品)			
書類調査日	年 月 日		
現地調査日	年 月 日	1. 現地調査のみ 2. 検査と同時	
審査チーム	チームリーダー : 審 査 員 :		
総合判定	適 合 ・ 不適合		
添 付 資 料			
備 考			

(第 12 号-2 様式)

検査部長 ○○ ○○ 様

作成日 年 月 日

公益社団法人 日本水道協会

検査部○○ △△ △△

工場審査報告書

申込者 又は検査工場	登録区分	1. 新規 2. 第 種	登録番号 :
	検査工場名 :		
	所在地 :		F A X :
	電 話 :		
代表者役職氏名 :			
検査責任者	所属・役職・氏名 :		
申 込 内 容	1. 検査工場登録 2. 登録事項変更 ①工場移転 ②製造・検査設備の増設、改造 ③登録区分の変更 3. 維持審査		
登録水道用品名 (追加登録品)			
書類調査日	年 月 日		
現地調査日	年 月 日	1. 現地調査のみ 2. 検査と同時	
審査チーム	チームリーダー : 審 査 員 :		
総合判定	適 合 ・ 不適合		
添 付 資 料			
備 考			

(第 14 号様式)

不適合記述書

不適合 No.

調査部門：	現地調査日： 年 月 日
工場側代表者：	適用基準：日本水道協会検査工場の登録に関する規則
審査チームリーダー：	
不適合内容：	
改善報告書の提出期限： 年 月 日	
備考：	
工場側代表者：	年 月 日 署名
審査チームリーダー：	年 月 日 署名

(第 15 号様式)

〇〇〇〇株式会社

工場の代表者 様

年 月 日

公益社団法人日本水道協会

検査部〇〇〇 △△ △△

工場審査計画書

〔審査内容： 〕

申込者又は 検査工場	登録番号：	検査工場名：
	所在地：	
	電 話：	FAX：
	代表者名：	
検査責任者		
審査の目的		
登録水道用品／審査範囲		
被審査側文書		
審査チーム	チームリーダー： 審 査 員： オブザーバー：	
書類調査実施日	年 月 日 ()	
現地調査実施日	年 月 日 ()	
審査費用	工場審査費及び現地調査旅費を、現地調査実施日の翌月に請求しますので、経理担当者に周知方お願いいたします。	

現地調査詳細計画書(計画・実施)

現地調査日： 年 月 日()

時 間	現地調査スケジュール
9:00～	開始ミーティング
12:00～13:00	昼休憩
16:30～	終了ミーティング

- ・ 適宜、小休憩を挟みます。
- ・ 上記時間は、現地調査の進捗状況によって前後する場合があります。
- ・ 現地調査時に安全具などが必要な場合、貸与をお願いすることがあります。
- ・ 現地調査で知り得た情報は、機密事項として取り扱います。